

2021年第4回定例会 一般質問①

子ども条例にのっとった安全な保育環境整備について

おはようございます。一般質問を始めます。今回は大きく2つのテーマで行います。まず1つ目は、子ども条例にのっとった安全な保育環境整備についてです。

昨今では、全国的に見ても急激な保育園増設に伴い、民間保育園を中心に保育の質の低下が懸念され、実際に保育士による虐待の報道が後を絶ちません。調布市内の認可保育園においても不適切な保育がおこなわれているとの切実な声が、市にも私の耳にも届いています。

調布市子ども条例第6条には「市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備する」とあります。子ども条例にのっとり、安全な保育環境を子どもたちに保障するために、保育園における不適切な保育の解消に向け、市の積極的な取組みを求めるものです。

(1) 市内の保育園における不適切な保育の現状把握と市の対応状況について

まず市内の保育園における不適切な保育についての現状把握と、市の対応状況について伺います。市から指導を行う際の基準はあるでしょうか。特に大切なのは「不適切な保育」の捉え方です。同じ「突き飛ばす」という行為も、子どもにとっては心に傷を負う経験ですが、大人の視点に立つと「熱の入り過ぎた指導」といった表現で済まされることがあります。市の担当職員が、常に子どもの視点に立った共通認識をもって対応に当たるためにも、子ども条例を活かし、指針を設けるべきだと考えますが、見解も合わせてお答えください。

<子ども生活部答弁>

市内の保育園における不適切な保育の現状把握と市の対応状況について、お答えいたします。

保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であります。また、調布市子ども条例では、市の役割として子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとしています。これらのことを踏まえ、市は各保育園が国の保育所保育指針等に基づき子どもの個が尊重され、安全かつ適切な保育が実施されるよう、公立保育園の園長等の経験を持つ市の保育アドバイザー3人による巡回及び定期的な指導検査

を通して、保育園における保育内容や保育状況の把握に努めています。

一方、市には、保護者や保育士等から子どもにとって不適切な保育と疑われる事案について、電話やメールなどによる通報が入ることもあり、その都度状況の確認を行っています。

現在、不適切な保育と疑われる事案を把握した場合の具体的な対応基準やマニュアルを整備している訳ではありませんが、保育所保育指針等に基づく適切な保育が行われるよう、巡回等や通報により把握した内容について、速やかに事実確認し、保育園による不適切事案への内容等に対して指導、助言を行っているほか、必要に応じて東京都と情報共有を図りながら連携して対応に当たっております。

また、保護者に対しましては、事案に応じて保育園を通じて確認した内容や改善策などを速やかにお伝えし、子どもや保護者に寄り添いながら、きめ細かな対応に努めています。

今後も子どもの人権や個性を尊重している子ども条例のもと、子どもや保護者にとって保育園が安全・安心して過ごせる場所になるよう取り組むとともに、対応が不十分な場合には、保育園に対し指導するなど迅速かつ適正に対応して参ります。

(2) 子どもを守るために市の積極的な関与を

ア. 保育の質に関する指針について

最後にまとめますので、続けます。市には、子どもを守るために保育園への積極的な関与を求めます。世田谷区や川崎市など、子どもの権利を定める条例のある自治体では、保育の質を定めるガイドラインを作っています。調布市にも独自のガイドラインを求めたいところですが、まずは、大きな指針として子ども条例をもっと周知するべきだと考えます。子ども条例の存在は市内の保育士に浸透しているでしょうか。

また、保育の質を把握する手段の一つとして、毎年、認可保育園が市と都に提出している、「財務情報等の公表」という財務報告書の活用を求めます。資料をご覧ください。都への報告書は、東京都福祉保健局の子供・子育て施設ポータル「こぼる」でいつでも見ることができます。該当の園をクリックすると、その園に関する情報や東京都に提出している報告資料が確認できます。資料を終わります。市と都に提出しているそれぞれの財務報告書には、少し異なるところがあり、2つの報告書をうまく活用すると、各保育園の事業活動収入全体に対する人件費の比率、また人件費全体のうち保育従事者の人件費が占める比率や、給食費、保育材料費といった、

保育の質を確保する上で重要な事項に対する各園の経費が確認できます。そこで、財務報告書を園の保育の質確保への取組み状況の把握に活用することを提案しますが、見解をお答えください。

イ. 保育しやすい環境整備を

次に、保育しやすい環境整備についてです。昨今の保育園で起きている諸問題の背景には、保育士にとって厳しい職場環境や保育環境の問題があります。慢性的な保育士不足により、20代の職員が指導的立場に立つなど、職員の経験不足も深刻な問題です。市はこれらの課題に対してどのような対策を講じているのでしょうか。

ウ. 保育士の相談体制について

最後は、保育士の相談体制について伺います。多忙のため保育士同士がコミュニケーション不足に陥りがちな保育園で、園長の経験不足や保育士が頻繁に入れ替わるといった条件が重なると、信頼関係が築きにくくなります。経験がある保育士がパート職員に退いてしまい、せっかくの経験が保育の改善に生かされず、保育士が悩んだ末辞めてしまうと、また悪循環に繋がります。

そのような現場で起きる不適切な保育には複数の要因が絡んでいるため、通り一遍の研修では本質的な解決に繋がりません。市の保育アドバイザーが直接保育士の相談に乗り、個々のケースに丁寧に対応する体制が、子どもたちに安全な保育を提供する上で不可欠です。そこで、保育士の相談体制の現状をお答えください。またその際、相談できることがすべての保育士に周知されていることが重要ですが、どのように周知を行っているのでしょうか。以上、ご答弁お願いいたします。

<子ども生活部答弁>

子どもを守るための市の積極的な関与についてお答えいたします。

はじめに**保育の質に関する指針**についてです。

市内の認可保育園においては、調布市子ども条例や国の保育所保育指針等に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、組織的かつ計画的に保育を実施しております。

市は、保育の質の確保のために、保育アドバイザーの巡回や市内全認可保育園へ

の指導検査により、保育施設における保育、運営等の基準の遵守や業務の適正化を図っております。指導検査の結果、各園の職員体制や財務等に関する情報については、保育アドバイザーの巡回時にも活用することで、より効果的な巡回指導を実施し、保育の質の確保につなげています。

今後も保育の質の確保に向けて、子ども条例の理念や保育所保育指針の内容について、各保育園に対して、あらためての周知や、保育アドバイザーの巡回時において各保育園の運営状況に関する情報の積極的な活用等に取り組んで参ります。

次に**保育しやすい環境整備**についてです。

保育しやすい環境整備のため、園長の経験不足を補う取組の一環として、保育アドバイザーによる巡回指導や助言を行っています。加えて、月に一度、民間保育園施設長会を開催し、全体での意見交換や地域毎のグループに分かれての情報交換のほか、それぞれが抱える問題を共有することで、日々の保育園に関する振り返りの機会としています。

また、社会的な保育需要の高まりに伴い、保育士の人材確保が課題であると同時に、保育園に求められる機能や役割が多様化し、保育をめぐる課題も複雑化していることから、保育士の負担も増加していると認識しております。

そのため、市は、国及び東京都の補助金を活用し、常勤保育士等の宿舍の借り上げに係る経費の一部を補助することで、保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図っているほか、各保育施設に対して東京都主催の就職相談会への参加を促すなど、保育士の確保に向けた機会の提供に努めております。

次に**保育士からの相談への対応**についてです。

保育士が安心して働くためには、いつでも相談できる職場環境作りや職場内で相談しにくい内容について外部に相談できる体制があることが、保育士の心理的な負担軽減につながるものと認識しております。

現在、保育アドバイザーが市内全ての認可保育園を巡回する中で、日常の保育内容を確認し、状況に応じた指導や助言を行っています。また、保育士からの個別の相談について、電話等に対応し、保育アドバイザー自らの保育に関する長年の知識と経験を活かし、保育士の心理的なケアなど、内面からの支援を行い、保育士の負担軽減に努めております。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年通りの保育園への巡回は難しくなりましたが、保育室の環境改善や配慮が必要な児

童への対応方法等についての電話での相談83件に対応しました。

今後も保育士の心理的な負担軽減を図り、子ども一人一人の人格を尊重した保育が実施されるよう、保育アドバイザーによる相談機能について、各園に更なる周知を図るほか、保育の質を確保することを通じて、安心して保育できる体制づくりに努めて参ります。

【まとめ】

ご答弁ありがとうございました。ではまとめます。市内の不適切な保育の現状は、保育アドバイザーの巡回や通報で把握し、課題認識があること、またその都度対応もしていることが分かりました。ただ、市の対応において、子どもの目線で考えるという姿勢が意識的に共有されているのか、子ども条例が生かされているのかという点が、ご答弁では十分に伝わってきませんでした。子どもの身になって考える姿勢を徹底するためにも、子ども条例を日常的に引用して活用する、「子ども目線で考えよう」といった標語のようなものを掲示するなどの工夫もご検討ください。

保育士不足や管理職の経験不足は全国的な課題で、調布市だけで解決することは困難でしょう。不適切な保育を未然に防ぎ、子どもたちが安全に過ごせる保育環境を維持するには、保育士へのサポート体制を強化することが重要です。相談できる場所がある安心感のもとで保育に当たれるよう、まずはすべての保育士に保育アドバイザーの存在を周知していただき、必要に応じ増員もご検討ください。以上、要望も含め、まとめといたします。